

建設工事における余裕期間制度の 試行導入について

令和8年4月
技術監理契約課

余裕期間制度の試行導入

平成28年2月17日付け総行行第41号(及び国土入企第17号)により総務省自治行政局行政課長(国土交通省土地・建設産業局建設業課長連名)から依頼があった、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行」について、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、鈴鹿市発注の建設工事において試行導入することとします。

導入することによる効果

余裕期間内については、技術者等の配置を要しないため、現場への資機材搬入や仮設物の設置等、工事の着手はできませんが、労働者の確保や現場に搬入しない建設資材の確保などの事前の準備はできます。

そのため、計画的に工事の施工体制を準備することが可能となるなどのメリットがあります。

1. 制度の概要

(1)用語の定義

①余裕期間

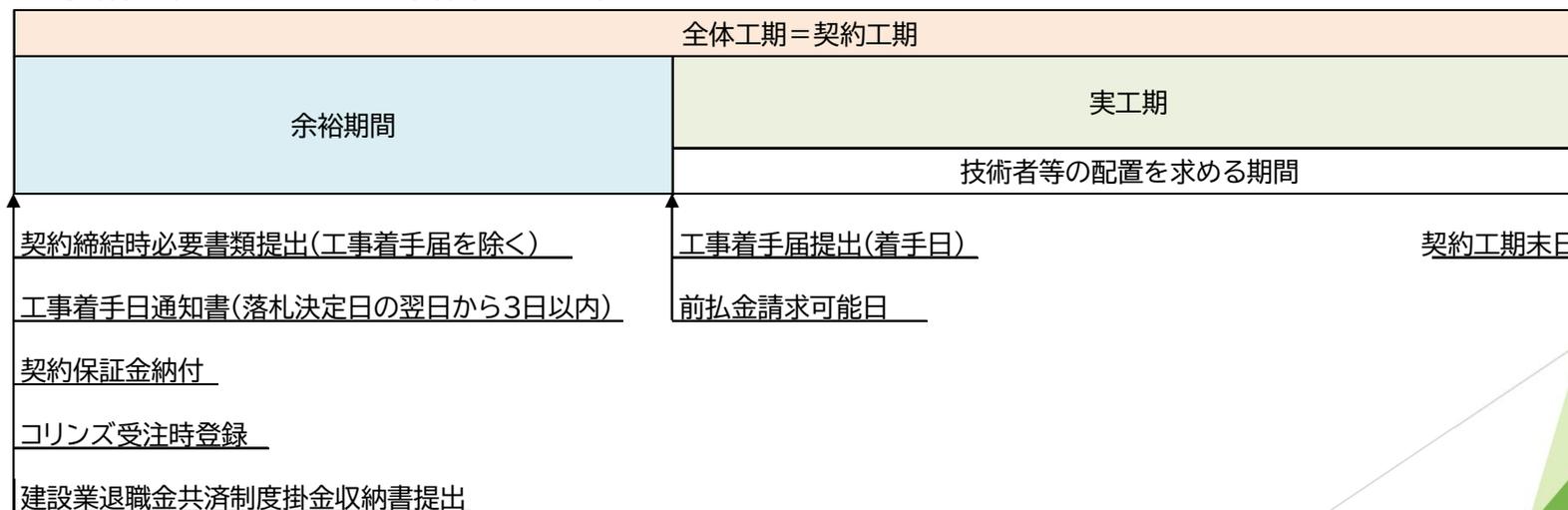
- 契約日から工事着手日前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間

②実工期

- 実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工を含む期間

③全体工期

- 余裕期間と実工期を合計した期間



1. 制度の概要

(2) 余裕期間とは

契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、施工体制の整備を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。なお、鈴鹿市が発注する工事の余裕期間は180日を超えない範囲内で設定します。

(3) 発注者指定方式と任意着手方式

工事着手日は、予め指定する方法(発注者指定方式)、又は余裕期間の期間内で受注者が契約時までを選択できる方法(任意着手方式)のいずれかとし、工事発注課が工事内容に応じて指定することとします。

① 「発注者指定方式」 : 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



② 「任意着手方式」 : 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



2. 対象工事

次のすべての項目を満たす工事とし、鈴鹿市がその指定を行うこととします。

- (1) 発注が可能で工事着手時期が概ね特定されている工事
- (2) 余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事
- (3) 年度内(繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内)に工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越が生じない工事
- (4) 緊急性が無い工事
- (5) 予定価格が500万円以上の工事

これらの項目を満たす工事であっても、必要に応じて各課長が指定するものであり、項目を満たす全ての工事に適用するものではありません。

3. 余裕期間中にできること

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任において行うことができますが、主任(監理)技術者の配置が必要な作業はできません。また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

【余裕期間内にできる作業の例】

- ・発注者(監督員を含む)との協議(余裕期間内にできる作業・契約に関する調整等の打合せ)
- ・労働者の確保(下請業者との契約を含む(ただし、契約工期は実工期内になっていること))
- ・現場に搬入しない資材の準備
- ・現場の下見
- ・工事看板等の作成

【余裕期間内にできない作業の例】

- ・発注者(監督員を含む)との協議
- ・現場事務所、工事看板等の設置
- ・現場への資機材の搬入
- ・現地測量
- ・近隣住民(自治会、学校、企業等を含む)等との立会い

上記以外の詳細については、「鈴鹿市余裕期間設定工事試行要領Q&A」をご参照ください

4. 取扱い手続き

(1) 通常の工事と異なる取扱い

① 主任(監理)技術者の配置については、契約日からではなく工事着手日からとし、余裕期間中は配置予定技術者が他工事に従事中等で配置できない場合でも受注可能となります。なお、技術者を配置しなくてもよい前提として、余裕期間中は現場への資材搬入や仮設物の設置等を行えないこととなるため、この間の現場管理は発注者の責任において行うこととします。

② 現場代理人の配置についても、①と同様に契約日からではなく工事着手日となります。余裕期間中は現場代理人の配置も要しませんので、他の工事に従事することができます。

4. 取扱い手続き

(1) 通常の工事と異なる取扱い

- ③ 任意着手方式の場合、落札者は、落札決定日の翌日から起算して3日以内(休日除く)に工事着手期限日までの期間内で着手日を決定して鈴鹿市に通知(別途様式有り)することとします。なお、着手日は休日に設定することはできません。また、設定した着手日により工期末が休日となるような設定もできません。
- ④ 通常、契約後直ぐに請求が可能である前払金については、工事着手日以降とします。ただし、契約保証金は通常と同様契約時に納付することとします。
- ⑤ 建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、各仕様書の規定によらず、工事着手日までに提出することとします。

4. 取扱い手続き

(2) 通常の工事と同様の取扱い

- ① 契約保証金の納付(契約時)
- ② 現場代理人等通知書の提出(契約時)
- ③ 工程表の提出(契約締結後14日以内)
- ④ コリンズの受注時登録については、各仕様書の規定どおり契約後15日以内に提出することとします。この際、“工期”は全体工期で登録、“技術者の従事期間”は実工期で登録することとします。

また、余裕期間制度の対象工事であることを明らかにすることで、後に施工実績確認時等のトラブルを防ぐため、竣工時登録の際は、“工事概要”に『本工事は余裕期間制度を適用した工事であり、その期間は令和〇年〇月〇日(契約日)から令和〇年〇月〇日(工事着手日前日)である。このため、この間は技術者の配置を行っていない』と記載することとします。

4. 取扱い手続き

(3) その他の取扱い

① 配置予定技術者が、契約後何らかの理由で工事着手日に配置できなくなった場合は、以下に該当する場合のみ技術者の変更を認めることとします。

a 入札時に配置予定技術者を求める場合で、「鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書」に複数の技術者を記載しており、現場代理人等通知書に記載されていなかった他の技術者が配置できる場合。

b 工事着手日前に配置されていた工事が不可抗力により遅延し、若しくは技術者等が退職、死亡又は病休により配置できなくなった場合で、入札参加条件の実績及び資格とも(実績を求めない場合は資格のみを)満たす他の技術者等の配置が可能である場合。

4. 取扱い手続き

(3) その他の取扱い

- ② 前期①のいずれにも該当せず、技術者の変更が認められないケースの場合、受注者は工事続行不能届を提出し、発注者はこれにより契約解除の手続きを行うこととします。また、着手時に配置できなくなった理由が受注者の責による場合、資格停止措置を行うことがあります。
- ③ 余裕期間中に受注者が下請契約を締結することは認めますが、元請業者と同様に下請業者が現場着手(資材搬入含む)することは認めません。
- ④ 任意着手方式において、受注者が余裕期間を利用しない場合(契約日と工事着手日が同一)は、契約及び契約後の手続きを通常の工事と同様とし、余裕期間設定工事における特別な取扱いは行わないこととします。

本制度に関する問い合わせ先

三重県鈴鹿市 技術監理契約課
TEL:059-382-9039
FAX:059-382-9050
E-mail:gijutsukanrikeiyaku@city.suzuka.lg.jp